

生きるため、治すための

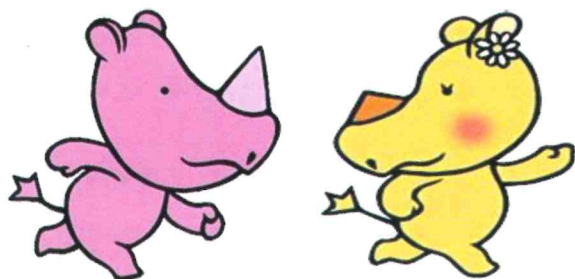
大阪労連の団体がん保険

〈1年ごとの更新タイプ〉がん保険(1年契約用)

がんの治療を手厚くサポート！

団体契約だから
保険料が
10%割安！

最長70歳まで
自動継続可能



大阪労連の団体がん保険の特徴

①がん診断保険金は回数制限がありません

がんは再発・転移の可能性が高いと言われています。大阪労連の団体がん保険では、一定条件のもとがん診断保険金を何回でもお支払いしますので、万一の再発のときも安心です。

②上皮内がんも100%お支払い

上皮内がん（初期のがん）のときも、進行がん（白血病含む）と同様にがん診断保険金を満額お支払いします。

※以前のがん保険は、初期がんである上皮内がんを補償対象としないものが多く、また、現在のがん保険も上皮内がんは、支払額が少ないケースもあります。たしかに、進行がんと比べて、治療費もあまりかからないことがありますが、精神的なダメージが残ったり、今後の再発防止にむけて検診等を受けた場合にその費用がかかる場合があります。

③病気治療中（高血圧症など）でも加入できます

「健康状態告知書」の質問事項に該当しなければ、現在治療中でもご加入いただけます。

④がん先進医療特約をセット

全額自己負担となる先進医療費を1回につき500万円まで何回でも補償します。

大阪労連共済

お問い合わせは

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2国労会館1階
TEL:(06)6357-1077 FAX:(06)6357-1065

お支払いする保険金の種類		本人型保険金額		
		契約タイプ CAT	契約タイプ A	契約タイプ B
がん診断保険金	がんと診断確定(※1)されたとき、 入院の有無にかかわらず一時金として	100万円	50万円	50万円
がん入院保険金	がんで入院されたとき、入院1日目から1日につき	10,000円	10,000円	5,000円
がん手術保険金	がんで手術を受けられたとき、 手術の種類に応じて、1回につき(※2)	10・20・40万円	10・20・40万円	5・10・20万円
がん放射線治療保険金	がんと診断確定され、その治療を直接の目的として、 放射線治療を受けられたとき1回につき(※3)	10万円	10万円	5万円
がん退院後療養保険金	がんで継続して20日以上入院され、 無事に退院されたとき一時金として	10万円	10万円	5万円
がん通院保険金 (がん通院保険金の支払事由 変更に関する特約付帯)	がんで入院された場合で、入院前および 退院後に通院されたとき1日につき(※4)	5,000円	2,500円	2,500円
がん特定手術保険金	がんで所定のがん特定手術(※5)を 受けられたとき、1回につき(※2)	100万円	50万円	50万円
がん葬祭費用保険金	保険期間中に診断確定されたがんにより死亡され、 ご親族が葬祭費用を負担されたとき(※6)	100万円限度	なし	なし
がん先進医療保険金	がんにより先進医療による療養を受けられたとき(※7) 一回の先進医療につき	500万円限度	なし	なし
がん先進医療一時金	がん先進医療保険金が支払われるとき一時金として	5万円	なし	なし

(※1)がんの診断確定は、原則として病理組織学的所見(生検を含みます。)によりなされることを要します。なお、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限ります。また、継続契約の場合において、がん診断保険金をお支払いすることとなった最終の診断確定日からその日を含めて1年以内に新たにがんと診断確定されても保険金はお支払いできません。

(※2)時期を同じくして2つ以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。

(※3)保険金のお支払いについては、施術の開始日から60日の間に、1回が限度となります。

(※4)1入院についての通院日数は通算60日が限度です。(入院前60日以内および退院後翌日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。)

(※5)「がん特定手術」とは、胃全摘除術、片側肺全摘除術、食道全摘除術、片側腎全摘除術、膀胱全摘除術、人工肛門造設術、喉頭全摘術、(発声機能の喪失を伴うものに限ります。)、四肢切断術(手指・足指を除きます。)をいいます。

(※6)がん葬祭費用保険金額を限度として、ご親族が負担された葬祭費用(実費)をお支払いします。

(※7)「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(注)をいいます。

(注)療養を受けた日現在、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める病院または診療所において行われるものに限ります。また、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は除きます。

ご本人の 加入時年齢	本人型(補償の対象となる方:ご本人のみ)					
	契約タイプ CAT		契約タイプ A		契約タイプ B	
	初年度 保険料	継続年度 保険料	初年度 保険料	継続年度 保険料	初年度 保険料	継続年度 保険料
5歳 ~ 9歳	340円	470円	150円	210円	130円	160円
10歳 ~ 14歳	320円	450円	140円	220円	110円	160円
15歳 ~ 19歳	270円	370円	110円	160円	90円	120円
20歳 ~ 24歳	280円	380円	120円	170円	90円	130円
25歳 ~ 29歳	370円	480円	190円	260円	130円	190円
30歳 ~ 34歳	530円	710円	320円	420円	230円	300円
35歳 ~ 39歳	720円	940円	440円	560円	310円	390円
40歳 ~ 44歳	1,030円	1,370円	650円	870円	460円	620円
45歳 ~ 49歳	1,470円	1,950円	940円	1,250円	660円	880円
50歳 ~ 54歳	2,220円	2,940円	1,440円	1,910円	1,010円	1,370円
55歳 ~ 59歳	3,390円	4,510円	2,190円	2,920円	1,560円	2,080円
60歳 ~ 64歳	4,860円	6,490円	3,200円	4,280円	2,230円	2,980円
65歳 ~ 69歳	6,470円	8,630円	4,100円	5,480円	2,880円	3,840円
70歳	8,300円	11,070円	5,330円	7,110円	3,740円	4,990円

■このチラシは商品の概要を説明したものです。パンフレットと併せてご覧ください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

■ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

●左記保険料表に適用されております団体割引(10%割引)は、被保険者数が100名以上となることを前提としております。今年度の被保険者数が100名に満たない場合または保険始期日現在までに料率改定等があった場合には、翌年度の保険料が変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

●被保険者年齢は被保険者(保険の補償を受けられる方)の補償開始日時点での満年齢です。

●保険期間は、補償開始後最初に到来する1月1日の午後4時までとなります。

ただし、特段のお申し出をされない限り、毎年同じ補償内容で満70歳まで自動的に継続されます。

(継続の際には、毎年1月1日時点での満年齢に応じた保険料が適用されます。)

●初年度契約については保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日(この期間を「待機期間」といいます。)の翌日がこの保険の責任開始日となり、初年度と継続年度の保険料は異なります。

<取扱代理店> **道修商事株式会社**
〒541-0045 大阪市中央区道修町3-3-10 日宝道修町ビル510
TEL.(06)6202-6638 FAX.(06)6229-8155

<引受保険会社> **共栄火災海上保険株式会社**
大阪支店 大阪第一支社/〒530-8574 大阪市北区西天満1-2-5
TEL.(06)6312-4006
ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>